

富山県運転教育センター（１階待合室）広告付き表示板設置業務仕様書

1 業務の名称

富山県運転教育センター（１階待合室）広告付き表示板設置業務

2 設置場所（別添位置図参照）

富山県運転教育センター（１階待合室）

3 業務内容

富山県運転教育センター（１階待合室）に設置する広告付き表示板（以下「表示板」という）を制作・設置するとともに、同広告に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

4 表示板の概要

(1) 表示板本体の概要

- ・ 高さ約715mm、横幅約3,000mm、奥行き約85mmに収まる大きさとする。
- ・ 壁掛けタイプの表示板とする。
- ・ 広告枠は、表示部面積の概ね30%以下とする。
- ・ 角等が鋭利にならないよう、また突起等の無い、安全に配慮した形状とする。
- ・ 富山県運転教育センターの雰囲気を考慮した色合い、デザインとする。
- ・ 電気を使用する場合には、省電力タイプを使用し、電源の投入・遮断が容易に行うことができるものとする。

(2) 掲出内容

- ・ 設置施設の館内案内や窓口案内、県全域地図、設置施設周辺地図を作成し、分かりやすく掲出すること。
- ・ 県全域地図及び設置施設周辺地図は、国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ・ 地図の表示等において、文字の大きさや配色などを高齢者や色覚障がい者等に配慮したバリアフリーデザインとする。
- ・ 館内案内や窓口案内は修正が容易なものとし、例年４月１日に最新の情報に更新すること。
- ・ 県警察の要望に応じた行政情報を作成及び掲出すること。
- ・ 掲出内容は、原則として年１回以上更新すること。なお、破損または汚損に伴う改修、広告主の変更等に伴う広告の更新、行政情報等の部分的な修正は、必要の都度行うこと。
- ・ 掲出内容については、事前に見本を提出し、承認を得ること。

(3) 設置運用

- ・ 表示板は、地震等の際の落下を防止するための十分な対策を講じること。
- ・ 表示板の制作及び設置並びに撤去の際の原状回復に係る一切の工事は、事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議のうえ許可を得て実施すること。
- ・ 工事は、原則として開庁日の時間外又は閉庁日に行うこと。
- ・ 破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を事業者の責任と負担において行うこと。

(4) その他

- ・ 表示板が広告事業の一環として実施していることがわかるような記載を行うこと。

- ・ 広告に関する一切の責任は広告掲載者にある旨の記載を行うこと。
- ・ 表示板の掲出内容に係る問い合わせ先は事業者である旨の記載を行うこと。
- ・ その他、契約書に記載する条件等を遵守すること。

5 広告内容等の審査

事業の実施にあたっては、富山県企業広告等掲載業務実施要綱第4条及び富山県企業広告等掲載基準によるものとする。

広告主選定及び掲出しようとする広告内容の決定については、事前に県警察に協議し、県警察の承認を受けることとする。

6 行政財産使用許可

富山県運転教育センターへの表示板の設置にあたっては、年度ごとに、富山県財産管理規則の規定に基づいて行政財産の使用許可を受けるものとする。

使用料は県警察が発行する納入通知書により、当該年度分を前払で全額納入すること。

7 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県警察と事業者が協議の上決定する。